

法曹養成制度検討会議 第6回会議 議事録

第1 日 時 平成24年12月25日(火) 自 午前 9時59分
至 午前11時51分

第2 場 所 法務省第一会議室

第3 議 題

- 1 開 会
- 2 司法試験について
- 3 受験回数制限について
- 4 方式・内容、合格基準・合格者決定について
- 5 予備試験について
- 6 次回の予定
- 7 閉 会

第4 出席委員等 佐々木座長，松野法務大臣政務官，文部科学省板東高等教育局長（笠文部科学副大臣代理），伊藤委員，井上委員，岡田委員，鎌田委員，清原委員，久保委員，国分委員，田島委員，田中委員，萩原委員，丸島委員，和田委員，最高裁判所事務総局小林審議官，最高検察庁林オブザーバー，日本弁護士連合会橋本オブザーバー

○松並官房付 予定の時刻となりましたので、法曹養成制度検討会議の第6回会議を始めさせていただきます。進行は佐々木座長にお願いいたします。

○佐々木座長 本日もよろしくお申し上げます。

本日は、竹歳内閣官房副長官、大島総務副大臣、武正財務副大臣、笠文部科学副大臣、岸本経済産業大臣政務官、翁委員、南雲委員、宮脇委員、山口委員が欠席されております。笠文部科学副大臣の代理として、板東高等教育局長が出席されております。

それでは、資料の説明をまず事務局からお願いします。

○松並官房付 本日、皆様のお手元にお配りしております資料は2点ございます。資料1は事務局作成の資料です。資料2は和田委員提出の資料です。前回の法科大学院の未修者問題に関し、補充の意見をいただいておりますので、各委員におかれてお目通しいただければと思います。また、席上には各種参考資料をつづったファイルを置いておりますので、適宜御参照ください。以上です。

○佐々木座長 それでは議事に入ります。本日は司法試験について議論する予定でございますが、事務局から資料内容の説明をしてもらいました上で、議事次第にございますように、受験回数制限、それから方式・内容、合格基準・合格者決定、予備試験について、順次議論していき、時間が足りなかった分につきましては、次回の会議の冒頭にこれを引き続き議論していくことを予定しております。

それでは、まず司法試験に関する事務局から提出された資料の説明をお願いします。

○松並官房付 では、お手元の資料1を御覧ください。司法試験については、法曹の養成に関するフォーラムの論点整理の項目に従い、「受験回数制限」、「方式・内容、合格基準・合格者決定」、「予備試験制度」について御協議いただきたいと考えております。司法試験全般の資料を含め、これらの論点に関わる資料を御準備いたしましたので、その内容を御説明いたします。まず、共通資料について御説明いたします。

1ページ・資料0(1)を御覧ください。司法試験の仕組みについて、受験資格等、実施日程、短答式試験及び論文式試験の内容をまとめた資料となっております。

次に、3ページ・資料0(2)を御覧ください。新司法試験と旧司法試験制度の概要を対照した資料となっております。

次に、5ページ・資料0(3)を御覧ください。司法試験制度について定めている司法試験法の条文を抜粋した資料となっております。司法試験は、司法試験法第1条第1項において、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験」と定められ、同条第3項において、法科大学院課程における教育等との有機的連携の下に行うものとされております。また、司法試験の試験科目等については、司法試験法第3条において、短答式試験は、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし」、公法系科目、民事系科目、刑事系科目について行うこととされ、論文式試験は、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし」、公法系科目、民事系科目、刑事系科目及び専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目、いわゆる選択

科目について行うこととされています。次の6ページには、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」、いわゆる連携法の条文を抜粋しておりますが、同法では、法曹養成の基本理念が定められ、司法試験と法科大学院における教育との有機的連携についても掲げられております。

次に、7ページ・資料0(4)を御覧ください。平成24年司法試験問題について、民事系の短答式試験の問題の1枚目と論文式試験の第1問をサンプルとして資料としたものです。

次に、13ページ以下・資料0(5)を御覧ください。各年ごとの司法試験受験状況について、データを詳細に分析している資料となっております。

次に、19ページ・資料0(6)を御覧ください。平成24年司法試験法科大学院等別合格者数等を合格率順に並べた資料となっております。また、次の20ページは、そのうち法科大学院の直近修了者・予備試験の直近合格者について、合格率順に並べた資料となっております。

次に、21ページ以下・資料0(7)を御覧ください。平成17年度から平成22年度までの各年度ごとの法科大学院修了者について、法科大学院別に、各年の試験における合格者数・これまでの累積合格者数等について整理した資料となっております。

次に、受験回数制限に関する資料について、御説明いたします。

まず、27ページ・資料1(1)を御覧ください。司法制度改革審議会意見書を抜粋した資料となっております。受験回数制限については、3回程度の受験回数制限を課すべきであるとしています。

次に、29ページ・資料1(2)を御覧ください。法曹の養成に関するフォーラム論点整理のうち、受験回数制限についての記載部分を抜粋した資料となっております。

次に、31ページ・資料1(3)を御覧ください。司法試験の受験資格等について整理した資料となっております。資料に記載のとおり、司法試験の受験資格は、法科大学院課程の修了者又は予備試験の合格者に認められ、また、その受験回数については、受験資格を得た後、5年の期間内に3回の範囲内で受験可能とされるとともに、一度受験資格を喪失しても、予備試験に合格して、法科大学院修了者と同様の学識等を有すると認められることなどにより、他の受験資格で司法試験の受験を続けることは可能とされております。

次に、33ページ・資料1(4)を御覧ください。司法試験の受験回数制限制度の制度趣旨について、必要性・許容性の観点から整理した資料となっております。受験回数制限制度は、激しい受験競争による受験生の受験技術優先の傾向や、多数のいわゆる司法試験浪人による社会的損失といった旧司法試験において指摘されていた弊害を防止するため、法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させるとともに、本人に早期に転進を促す必要があることを理由として設けられたものです。なお、回数制限が具体的に5年間で3回とされた趣旨は、先ほど御紹介したとおり、司法制度改革審議会意見書において、3回程度の受験回数制限を課すべきとされたことを踏まえた上、受験生が特別な事情で受験できない場合があり得ることも考慮し、5年間に3回受験できるようにされたものと承知しております。

次に、35ページ・資料1(5)を御覧ください。司法試験修了年度別合格状況を整理した資料となっております。いずれの修了年度についても、修了1年目の直近修了者の合格率が最も高く、時間が経過するにつれて合格率が低くなる傾向にあることがわかりますし、特に修了4年目、5年目は、合格率が8%を下回っており、相当低くなることがわかります。次の36、37ページの棒グラフは、各年ごとの試験について、修了年数別の人数を示したものです。修

了1年目の者は、青色で示しておりますが、年を追うごとに、受験者については青色以外の色の修了2年目以降の者の占める割合が増えている一方、合格者については、依然として、青色の修了1年目の者が相当程度占めていることが分かります。

次に、39ページ・資料1(6)を御覧ください。新司法試験合格者の新司法試験受験期間、旧司法試験合格者の旧司法試験受験期間を整理したものです。旧司法試験においては、点線で示した部分ですが、新司法試験と比べ、受験期間に長期間を要するものが相当数存在したことがわかります。

次に、41ページ・資料1(7)を御覧ください。旧司法試験の受験者数・合格者数等の推移を整理した資料となっております。旧司法試験については、受験競争が激しかったとの指摘がありましたが、上の表について、新司法試験が始まる前の平成17年まで御覧いただくと、旧司法試験の対受験者合格率が、おおむね2%から4%の範囲内で推移していることがわかります。また、次の42ページには、新司法試験について同様の資料を掲げております。

次に、43ページ・資料1(8)を御覧ください。資格喪失者について整理した資料となっております。表の左側5列は、一度でも司法試験を受験したことがある者についての数字となっております。表の右側2列の「(参考)」とある部分は、法科大学院を修了した者と、そのうち一度も司法試験を受験しなかった未受験者の数字を記載しております。

次に、45ページ・資料1(9)を御覧ください。受験回数制限に関するシミュレーションとして、5年間に3回受験できる現行制度と、次の46ページでは、5年間に5回受験できるよう緩和した場合について、それぞれシミュレーションした結果を記載しております。計算上の想定の詳細については、資料記載の内容を御参照いただきたいと思います。いずれのシミュレーションについても、司法試験合格者数は、平成24年司法試験実績のうち、予備試験合格を受験資格とする者を除いて、合計2,044人と固定した一方、司法試験受験者数は、法科大学院の修了者数を3,000人とし、これに基づいて算出することとしたものです。このシミュレーションによれば、合格率が安定する平成35年には、司法試験合格率について、5年間に3回の場合は36.1%であるのに対し、5年間に5回に緩和した場合には23.7%に低下する結果となっております。なお、5年間に5回に緩和した場合の方は、5年間に3回の場合と異なり、法科大学院修了者が合格するまで5年間諦める者はいないという前提に立っているため、仮に途中で試験を受けることを止める者がいると想定した場合には、司法試験受験者数の想定値が小さくなるため、その分合格率の想定値が上昇することになります。

以上が受験回数制限に関する資料でございます。

次に、司法試験の方式・内容、合格基準・合格者決定に関する資料について、御説明いたします。

まず、47ページ・資料2(1)を御覧ください。司法制度改革審議会意見書を抜粋した資料となっております。司法試験を、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきである、例えば、多種多様で複合的な事実関係による設例をもとに、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見る試験を中心とすることが考えられる、新司法試験と法科大学院での教育内容との関連を確保するため、例えば、司法試験管理委員会に法科大学院関係者や外部有識者の意見を反映させるなど適切な仕組みを設けるべきであるとされております。

次に49ページ・資料2(2)を御覧ください。この資料は、司法制度改革審議会意見書を

受けて、司法試験法が改正されるなどし、新たな制度が規定されたことを踏まえ、司法試験の具体的な実施について検討するため、司法試験管理委員会の下に設置された研究調査会が平成15年12月にまとめた報告書であり、現在の司法試験の実施面の基本となる考え方が示されております。

次に、69ページ・資料2(3)を御覧ください。法曹の養成に関するフォーラム論点整理のうち、方式・内容及び合格基準・合格者決定についての記載部分を抜粋したものです。

次に、75ページ・資料2(4)を御覧ください。平成25年司法試験の実施日程等に関する資料となっております。

次に、77ページ・資料2(5)を御覧ください。司法試験について、これまでの試験科目の変遷を整理した資料となっております。短答式・論文式それぞれの科目等を記載するとともに、現在の必須科目については下線を引いております。

次に、79ページ・資料2(6)を御覧ください。法科大学院における授業科目に関する資料でございます。この資料により、法科大学院でどのような授業科目を履修する必要があるのかがお分かりいただけるかと思えます。法科大学院では、短答式試験の科目や論文式試験の必須科目である、公法系科目、民事系科目、刑事系科目に相当する憲法、民法等の7科目は、法律基本科目群の授業科目とされており、論文式試験の各選択科目は、展開・先端科目群の授業科目とされております。

次に、81ページ・資料2(7)を御覧ください。既修・未修及び法学部・非法学部別の法科大学院修了者司法試験短答・総合成績を整理した資料となっております。

次に、87ページ・資料2(8)を御覧ください。この資料は、法科大学院協会が全ての法科大学院を対象として毎年実施している司法試験に関するアンケートの調査結果をグラフでまとめたものです。これを見ると、全体、短答、論文のいずれについても、5段階での回答のうち、「適切」又は「どちらかといえば適切」と回答した割合がおおむね80%を上回っており、大多数の法科大学院が、司法試験の内容について肯定的に受けとめていることがわかります。

次に、89ページ・資料2(9)を御覧ください。これは、法科大学院協会が、平成22年新司法試験について、法科大学院74校全校を対象にした「法科大学院の成績と新司法試験の成績等との関連性に関する調査」の報告書を抜粋したものととなっております。この報告書では、法科大学院成績と新司法試験の成績との関連などが詳細に分析されておりますが、大部ですので、法科大学院の成績と新司法試験の可否等の結果についての部分を抜粋しております。司法試験の合格者は、法科大学院の成績カテゴリが上位になるほど割合が高く、逆に、司法試験の不合格者や未受験者は、法科大学院の成績カテゴリが下位のグループにおいて大きく、上位のグループになるほど小さいなどの関連性を有していることがわかります。

次に、95ページ・資料2(10)を御覧ください。司法試験委員会の組織について整理した資料となっております。従前の司法試験管理委員会は、法曹三者の委員3名で組織されていましたが、司法制度改革審議会意見書を踏まえて司法試験法が改正され、司法試験委員会は、学識経験者を含めた7名で組織するものと定められています。そして、ページ中ほどにございますように、現在の司法試験委員会の7名の委員は、裁判官、検察官、弁護士各1名と、法科大学院教員2名、その他の学識経験者2名で構成され、委員長は法科大学院教員が務められております。また、ページの一番下の司法試験考査委員の人数を御覧いただきますと、法科大学院等教員とその他実務家の数はおおむね1対1となっております。

次に、97ページ・資料2(11)を御覧ください。「司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準について」という司法試験考査委員会議の申合せ事項の資料となっております。複数の考査委員が採点に関与することによるばらつきを補正する仕組みなどが申合せとされております。

次に、101ページ・資料2(12)を御覧ください。司法試験短答・論文・総合成績を整理した資料となっております。各年の短答合格者点、総合評価の最終合格点等の得点や得点率の欄を見ていただきますと、短答合格点の得点率は60%強、総合評価の最終合格点の得点率はここ数年50%弱であることがわかります。なお、注の2には、旧司法試験における短答式試験の合格点の得点率も記載しており、こちらは約80%となっております。

次に、103ページ・資料2(13)を御覧ください。平成24年司法試験総合点別人員調であり、104ページには、本年の最終合格点であった780点の部分に赤線を引いております。

次に、107ページ・資料2(14)を御覧ください。平成24年司法試験論文式試験問題出題趣旨のうち必須科目の部分を抜粋したのとなっております。

また、121ページ・資料2(15)を御覧ください。平成23年新司法試験の採点実感等に関する意見のうち必須科目の部分を抜粋したのとなっております。司法試験を実施する司法試験委員会では、司法試験が求めていることを明らかにするため、論文式試験問題の出題趣旨や採点実感等に関する意見を公表しており、これらの資料は、結果として、法科大学院教育の充実に資するものとなっているのではないかと思います。

以上が、方式・内容、合格基準・合格者決定に関する資料でございます。

最後に、予備試験に関する資料について、御説明いたします。

まず、155ページ・資料3(1)を御覧ください。予備試験の仕組みについて、受験資格、実施日程、短答式・論文式・口述の各試験内容をまとめた資料となっております。

次に、157ページ・資料3(2)を御覧ください。予備試験について、司法試験第5条で定められている内容と、次の資料3(3)の予備試験の実施方針について、その概要を整理した資料となっております。

次に、159ページ・資料3(3)を御覧ください。ただ今御説明しましたとおり、平成21年11月に司法試験委員会が公表した予備試験の実施方針についての資料であり、現在の予備試験の実施面の基本となる考え方が示されております。

次に、167ページ・資料3(4)を御覧ください。司法制度改革審議会意見書を抜粋した資料となっております。予備試験制度の基となる考え方として、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきであるとされております。

次に、169ページ・資料3(5)を御覧ください。法曹の養成に関するフォーラム論点整理のうち、予備試験制度についての記載部分を抜粋したものです。

次に、171ページ・資料3(6)を御覧ください。初めて実施された昨年の平成23年司法試験予備試験の結果に関する資料であり、受験者6,477人に対し、最終合格者は116人、対受験者の合格率は1.79%という結果でした。次の172,173ページには、自己申告に基づくものですが、性別、年齢、職業、最終学歴、過去の司法試験の受験資格というそれぞれの属性ごとの参考情報もまとめております。

次に、175ページ・資料3(7)を御覧ください。本年2回目の実施となった平成24年司法試験予備試験の結果に関する資料であり、受験者7,183人に対し、最終合格者は219人、対受験者の合格率は3.05%という結果でした。次の176,177ページには、平成23年と同様の属性ごとの参考情報もまとめております。

次に、179ページ・資料3(8)を御覧ください。これは予備試験合格者の平成24年司法試験受験状況について整理した資料となっております。1枚目は属性ごとの参考情報をまとめたものです。次の180ページは平成24年司法試験の結果について合格者数順に並べたものでございまして、予備試験合格の受験資格に基づく受験者は色を付している欄ですが、その対受験者合格率は、68.24%という結果でした。その次の181ページは合格率順、更にその次の182ページは直近修了者・合格者の合格率順の結果ですが、予備試験合格者について同じく色をつけております。

次に、183ページ・資料3(9)を御覧ください。平成24年司法試験総合得点別人員数調べを10点刻みの折れ線グラフにした資料となっております。赤色の線が全体、緑色の線が予備試験合格を受験資格とするものでございます。

最後に、185ページ・資料3(10)を御覧ください。平成21年に再改定の上で閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」を抜粋した資料となっております。上から3行目には、「本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には、資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配慮しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させる」と記載されております。

なお、最後に、机上の青いファイル・参考資料について、1点だけ御紹介させていただきます。グレーの「新しい法曹養成制度の導入経緯と現状について」の中の381ページを御覧ください。民主党に設置された法曹養成制度検討PTの「法曹養成制度改革に関する答申」においては、383ページにございますように、予備試験改革として、「①予備試験の合格率を相当程度に高めること、②出題(法律科目)は常識的、基本的な範囲に留めること、③一般教養試験を廃止し、あるいは大学の一般教養課程の修了をもって免除すること」との結論が記載されております。

資料に関する説明は以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明ありました内容を踏まえつつ、これから議論をお願いしたいと思います。幾つかありますけれども、まず受験回数問題につきまして検討していきたいと思えます。事務局資料29ページの1(2)の本論点の説明にございますように、受験資格取得後5年間に3回まで受験可能であるとしている現在の受験回数制限制度につきまして、これを緩和すべきであると、あるいは撤廃すべきであるというような意見もあるように伺っているわけがありますが、同制度の在り方について、御発言をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。では、伊藤委員から。それから和田委員。

○伊藤委員 私は前のフォーラムのときから、5年5回でいいではないかというような趣旨のことを言ってきたわけですが、先ほどの資料の45ページですか、合格率が36%が23%になってしまう。あるいは途中では、相当低いパーセンテージになってしまうのを見ると、そう簡単に5年5回ということも言えないのかなというふうに思います。

私がそもそもこの5年5回と言ったのは、やはり受け控えということをしている者、私も法科大学院で教えているものですから、見ると非常に悲惨な感じがしまして、自信がないから、3回しか受けられないからということで受けなくて過ごすという人を見るのは忍びないものですから、そういうふうに出てきたわけです。これは制度がいろいろ改革されて、合格率が相当高くなれば、本来の制度の趣旨であるように3年で3回ぐらいでいいのではないかなと思うんですけれども、今、当面の問題として、果たしてどうしたらいいかということになろうかと思えます。何といたしても、司法試験は3,000人合格という旗を掲げて学生を集めてきたという経緯があるものですから、そのところの、約束違反と申しますか、非常に難しいところがあるんですが、最近私が思っているのは、例えば司法試験の成績が3,000番までで落第したような人は、1回余計に受けさせてもいいのではないかと、もう少しだということ。今受けると、2,000番の人は受かるわけです。しかし、2,000番から3,000番の間は落ちてしまう。こういう人も3回でアウトというのではちょっと気の毒だろうと。だから、その数がどのくらいあって、それが合格率にどういうふうに影響するのかというようなことは一回事務局で計算してもらいたいと思うんですけれども、約束した3,000人、それに見合う成績をとった人は、現実の試験では不合格になっているんですけれども、それなら、もう一回、またそれでもう一回受けたら3,000番以内であればもう一回というふうにしても、それほど合格率、そんなに数がたくさんいるとはとても思えませんので、そこまで来ているならという気がしております。

前に言っていた5年5回というのは、今、必ずしも言いづらい状況だということをお話した次第です。

○佐々木座長 どうもありがとうございます。それでは和田委員、どうぞ。

○和田委員 私は、現状では法科大学院修了を司法試験の受験要件から外すべきだというふうに考えていますけれども、仮に外さないこととした場合にも、3回又は5年という現在の回数制限、期間制限は廃止すべきではないかというふうに考えています。その理由を述べさせていただきます。

まず第1に、もともとは、「普通に勉強していれば修了生の7,8割が司法試験に合格することなので、3回以内あるいは5年以内に合格しない人はよほど法律に向いていないのだろう。」という前提があったはずだと思います。多くの方がそういうふうに理解したからこそ、そのような制度導入に反対意見がほとんどなかったんだと思います。ところが、司法試験の合格率が2,3割である現状というのは、全くそのような前提ではなくなっているわけで、制度導入のときの合理性はなくなっているというべきだと思います。

第2に、私は、この制度が学生に対して極めて大きな精神的負担となっているということ、改めて認識する必要があると思います。私は、法科大学院修了の少し前の状態にある教え子と話をしたことがありますけれども、彼はこういうことを言っていました。既に数百万円もの借金を抱えた状態であると。もし今後3回以内あるいは5年以内に司法試験に合格できずに受験資格を失った場合のことを考えると、その場合には自殺するということも真剣に選択肢の中に入っている、というふうに言っていました。そこまで人を追い詰めることになる制度というのは、制度としておかしいと思います。医師の国家試験が9割以上の合格率でも回数制限がないということと比べても、受験生に余りにも酷な制度になっていると思います。

第3に、司法試験の受験資格の回数制限、期間制限について、法科大学院における教育効果が3回程度ないし5年程度で薄れるということを根拠にする考え方は、建前論にすぎるといえます。実態は、多くの法科大学院では、以前お話ししましたように、司法試験に余り役に立たず、実務にも余り役に立たないという授業が多く行われていて、そのために、一般の学生は法科大学院の修了が決まった段階から本格的に司法試験の勉強を始めるわけです。そのように言っている修了生は非常に多いです。だから、受験の準備が間に合わずに受け控える人が多いわけです。私には、法科大学院における教育効果が薄れたら受験する資格がない、とする合理性はないように思われます。

さらにもし、法科大学院における教育効果が時間とともに薄れるというのであれば、それは不合格の場合に限らず、合格した場合でも薄れてしまうはずであって、その点からも回数制限、期間制限の根拠とするのは疑問があると思います。

第4に、回数制限、期間制限を廃止すると、司法試験の受験者数は増えますので、司法試験の全体の合格率は低下することになります。そうすると、法曹志願者がさらに減少するかもしれないという可能性の点も検討する必要があると思います。

しかし、現在のままで、回数制限、期間制限によって、多額の借金を抱えたまま受験資格を失うという極めて大きなリスクがあり、それも大きな一因となって、法曹志願者が減少し続けているわけです。それと比べると、回数制限、期間制限を廃止した場合には、司法試験の合格率は低下しても受験資格は失わないのですから、その方が法曹志願者がさらに減少する、とは即断できないように思われます。

さらに実質的に考えた場合には、司法試験受験者が回数、年数を重ねれば重ねるほど、先ほど資料にありましたように、司法試験の合格率は下がるのが実態のようです。つまり、例えば1回目に受けた人たちの合格率よりも、2回目に受けた人たちの合格率の方が低いということですね。そうすると、回数制限、期間制限を廃止して、長期にわたって受験する人がいたとしても、もともと早期に合格する力のある人の合格率は、実質的にはそれほど下がらないように思われます。

そして、もし法曹志願者を減少させないよう、司法試験の合格率が下がらないようにするために、回数制限、期間制限を維持するとすれば、それは回数制限、期間制限の本来の趣旨と異なっているわけで、そうである以上、せめて法科大学院生全員に対するアンケートで、現在の制度と司法試験の合格率が低下しても回数制限、期間制限がない制度とのどちらが望ましいか、という点についての調査をすべきであるように思われます。

第5に、いつまでも受験できるとすると、その人のためにならない、その人に別の道への転進を促すために回数制限、期間制限が必要である、という議論も先ほどのようにあります。しかし、それはその人が決めるべきことで、その人が「受験を続けたい。」と言っているのに、「これ以上の受験はあなたのためにならない。」と言うのは、過度の介入であるように思われます。また、もし本人のために受験回数、受験期間を制限するというのであれば、本人がその制限にかからないように、本人のために法科大学院で受験指導をすることを公式に認めるべきであって、法科大学院で公式には受験指導を禁止しながら本人のために回数制限、期間制限をするというのは、私には矛盾があるように思われます。以上です。

○佐々木座長 それではほかの方から、御意見はございますか。それでは清原さん、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長、清原です。

まず私は回数制限を5年間に3回とせざるを得ないような合格率の低い司法試験を現在行っているということについて、まず基本的に問題提起をさせていただければと思います。後ほど方式・内容、合格基準・合格者決定についても議論されるということなのですが、私自身、やはりこの間、本当に試験委員会の皆様や多数の考査委員の皆様が御努力されてきたというプロセスに敬意を表しつつ、やはり何よりも合格率がこんなに低い現状ということを踏まえて、司法試験制度そのものについて今回テーマにされているということの重みを、大変重く受けとめている者の一人です。

大学の4年間、それから法科大学院でも既修者で2年、未修者で3年、つまり6年から7年学んだ人の最終的な合格率が5割をなかなか超さない。これから言うことは語弊があって申し訳ないんですけども、一般的に大変適性もあり有能な大学院生を迎えているとされる、相対的に成績のよい大学院を出た修了生であっても、初年度合格する人が6割から7割というような試験そのものに、まず問題の所在があると思います。それだけ合格率が高くないので、どうしても複数回を受験することを認めなければならない。しかも、法科大学院の「プロセス教育の意義」を尊重するならば、5年間に3回というふうに当初なったのは、そういう趣旨であれば、一定の意義があるものと思います。しかしながら、根本は合格率が低いということにあるというふうに思っています。つまり、法科大学院がプロセス重視の教育に転換されたわけですので、司法試験の内容においても、プロセス重視の教育を受けていれば、相対的に8割は卒業時に合格できるような、1回目の試験でそういうような司法試験になっていれば、5年に3回というような制限を加えなくてもよい修了生を受け入れる司法試験になるのではないかなというふうに思います。

そういうふうに司法試験が改められる方向性が見えてくれば、今の5年に3回でも十分大丈夫でしょうし、もっと言えば3回受けられるということで、回数だけ制限して、5年であろうと、10年であろうと、受けるということを保障するというところもあるでしょうし、もっと合格率が相対的に高い試験になれば、回数制限そのものが無用になるのかもしれませんが、ですから、私としてはまず司法試験そのものが法科大学院を修了したということを経験要件とするということで、一定の合格率が担保されるような相互関連性を大学院教育と司法試験の合格率の間により一層高めていくということが、まず基本ではないかなというふうに感じました。「予備試験」というのも議論になっていますが、「予備試験」を合格するには、1%から3%ということで、本当に厳しい難関を越えたからこそ、最終的な司法試験の合格率が第1位になっているということが、何か皮肉にも今の法科大学院の教育と司法試験そのものの相互関連性の問題を表しているように思います。

繰り返しますと、できればこんな受験回数制限をしなくて済むような、「法科大学院と司法試験との間の有機的な関連性」、つまり、「相関度の度合い」を上げられればと思います。それをこれまでは法科大学院の教育に問題があるという観点から改善を議論してきたわけですけども、素人が本当に僭越なことを言って申し訳ないんですけども、法科大学院の教育の成果が本当にあらわれるような司法試験にさせていただくことで、できれば回数制限問題が何か大きな論点にならなくても済むようなことにならないかなというようなことを、本当に素人で申し訳ありません。発言させていただきました。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。今のは内容にも関わる問題も含んでいると思いますので、また御発言をいただければ。丸島委員、どうぞ。

○丸島委員 今の清原委員の悩みと共通するところがありますが、この問題はやはり基本的な立脚点を大事にしつつ、しかし、現在起きている現場での様々な矛盾や要望に対してどう応えるかという観点から考えなければならないと思います。清原委員が述べられたように、法科大学院において、実務家養成のための充実した教育を行い、そして厳正な成績評価や修了認定が行われることを前提として、その学修内容と新司法試験がリンクする。そのことを通じて、おのずから、十分な教育が行われ、十分な学修をした者が相当程度合格するという、こういうシステムとして考えられてきたのだと思います。とすると、そこで受験回数制限をするか、しないかということは本来本質的には余り大きな問題ではなくて、多くの人が1回目、2回目の受験で受かるということが、やはり目指されるべきだろうと思います。

他方、司法試験というものは、一生懸命頑張っ、いつまでも受けられる試験というイメージが従来からありましたし、新たな制度の理念を徹底するためには、法科大学院で学んだ者が、その到達点を確認する司法試験という趣旨からいうならば、一定の回数制限を設けなければいけないだろうということが、審議会の意見書であったと思います。3回の回数制限とされていますが、その間には、妊娠したとか、病気になったとか、いろいろな事情もあり得ますので、5年の内3回というようにいろいろな配慮した制度設計をされたのだらうと思います。しかし、前提となる状況が制度理念のとおり実現していないという現在の状況の中で、この回数制限の在り方が大きな問題になっています。先ほど伊藤委員のお話にもありましたように、法科大学院の学生に聞くと、この間、視察でも再三聞かれたとおり、どこでもこの受験回数制限の問題が非常に大きなプレッシャーとなっていて、何とかしてほしいという切実な声が現実には大変多く聞かれる状況です。この5年3回という制度は、先ほど述べたような配慮も含めて生まれてきているのですが、やはりこのような制度というものはできるだけシンプルであった方がよいと思います。5年3回という制度は、結局のところその3回のカードをいつ使うのかという判断を受験生に求めることになり、先ほどの統計にもありましたとおり、法科大学院修了後1年目に試験を受けない方が結構多いのです。つまり、法科大学院を終えて、さらにどこかで勉強をして試験の実力がつくまで待とうという方が結構おられるということです。

しかし他方では、かなり多くの方がやはり1年目、2年目で合格しているという事実もあります。その狭間の中で、予備校などにも依拠しつつ、1年目から受けるか2年目ぐらいから受けるかという技術的な対応をする余地を生んでいます。

この検討会議の改革の方向は、実務法曹養成のためきちとした法科大学院の専門教育が行われ、そして合格率が高まる方向に向けて、しっかりとした改革改善の道をとるというメッセージを発すべきだと思いますが、同時に当面の間、この5年3回の制限については、単純に5年間とシンプルにする方向に切り替えるべきだと思います。

これについて、先ほどのシミュレーションに出されていたように、単年度の合格率が下がるということが指摘されています。資料の46ページには、5年5回にしたときのシミュレーションというのが出ていて、5年3回と比べて、累積合格率は同じだが、単年度合格率が下がるとされています。しかし、先ほどの御説明にもありましたとおり、5年5回のシミュレーションというのは、実は全員が4年目も5年目も受け続けるという前提になっています。ところが実際には、1年目、2年目に受からなかった人が、最後の5年目まで受け続けるわけではありません。断念されて転進する方が一定の割合で必ずおられます。それからもう一

つは、このシミュレーションは平成24年の試験までに受験資格を喪失した方が、25年、26年に復活して、さらに2回受けられるという前提の設定とされています。したがって、このシミュレーションは25年、26年に単年度合格率が10%を切るような合格率設定になっており、この表を見る限り、そうなのかと思うのですが、今のような設定をしなければならぬのか疑問です。これまでに受験資格を喪失した方全員が復活できる制度とするべき必要は必ずしもないのではないかと考えます。そういう意味では、このシミュレーション自体がいろいろな仮説の上に成り立っているものだという事を念頭に考えなければならぬと思います。

もう一点は、5年3回の制度の下で1年目に受け控えをした人も、5年5回の制度となれば、1年目から受験します。結局のところ、1年目に受けても通らないなと思う人も1年目から受験するというだけのことであって、このことによって、これまで1年目、2年目に合格した人が受かりにくくなるということでもないだろうと思います。実際にも、1年目、2年目、3年目の合格率が高いわけですし、4年目、5年目の合格率が下がっていきます。そういうことを考えますと、このシミュレーションで単年度合格率が下がるということが、5年5回にすることに対して、それほど大きなマイナスにはならないだろうと思います。むしろここは、現場の学生の声をしっかり受けとめて、シンプルに5年というふうな制度に切り替える。そしてまた将来的に合格率が高まる時代が来れば、そこはもう一回、見直すということもあっていいと思います。この問題はこの検討会議で結論を出さなければいけないことだろうと思いますので、是非ここはそのような切替えをすべきではないかと考えますので、意見を申し上げます。

○佐々木座長 井上委員、どうぞ。

○井上委員 私の意見は前のワーキングチームでも申し上げて、この論点整理の中にも盛り込んでいただいていますので、簡単に申し上げます。

制度導入の趣旨につきましては、今、丸島委員がおっしゃったとおりですけれども、それ以前の旧試験の状態がどうだったか、異常と言えるほどの過酷な受験競争だったわけです。そのときも、和田委員の言葉をお借りすれば、トップクラスの優秀な人にとっては、実質競争率は見かけほど高くはなかったのかもしれませんが、この異常な競争状態が全体にどういう影響を及ぼしていたのか、それをもはや見過ごすことができないということで、新たな法曹養成制度を改革審としては提案したのです。その趣旨からしますと、そういう異常な状態に戻さないようにするというための措置を幾つか講じておかないといけないわけで、その一つが受験回数制限であったわけです。それを支えとしてロースクールでの教育の効果がどこまで及ぶのかということで、科学的に見て3年しかもたないとか、5年しかもたないということではなく、現場感覚として多くの方が、3回ぐらい、あるいは3年ぐらいだろうということで3回という数字になったということです。

そのときに合格者数を3,000人にするということを前提にこういう回数制限が組まれたはずで、そこに達していず、前提が崩れているのだからその制限をやめるとか、緩和すべきだという御意見なのですけれども、3,000人に達するところまでには段階的に増やしていくということで時間がかかるのは想定されていた。しかし、3回制限というのは最初からかかっているのです、必ずしも連動した問題ではないのです。また和田委員のお話では、2割、3割しか受かっていないのはロースクールの教育が全くなっていないからだというよ

うに聞こえたのですけれども、そうおっしゃりながら、回数制限のところになると、3,000になっていないから制限をやめろ、緩和しろとおっしゃる。このところは、そういう使い分けをされることに正直、違和感を感じます。誤解かもしれませんが。

もう一つ、ロースクールの教育が全くなっておらず、役立たないので、修了してからみんな勉強を始めるといってお話でしたが、先ほどの修了後1年目、2年目、3年目の合格状況を見ると、1年目が一番高いわけです。1年目というのは直近の修了生ですので、ロースクールでの教育の効果がそれだけ出ていると言えるわけです。無論、どの辺のロースクールを見るのかにもよると思うのですが、前にも言いましたように、あるところを見て、それを一般化するの是非常に危険で、きちんと教育をして、それなりの成績を出しているというところは、少なからずあるわけです。問題は、私も清原委員と問題意識が共通しているのですけれども、トップクラスと言われている法科大学院の修了生でも、直近の合格率で60%を超えているところが数校しかない。平均で50%を超えているところも3校か4校しかない。教育が悪いというふうに言われるかもしれないのですけれども、そういうところの教育の中身を見ますと、そうは思えないのです。試験ですから、100%受かるということはないと思いますけれども、この数字は、やはり司法試験にも問題があるかもしれず、その点をもう一度正面から見直さないといけないということを意味しているように思うのです。

受験回数制限のことに話を戻しますと、私のところにも受験生、あるいは在学生からいろいろな声が寄せられており、非常にプレッシャーになっているということはよく分かっています。ただ、審議会のときからそうなのですけれども、司法試験の話になると、受験生にとってどれがプレッシャーが少ないだろうかとか、あるいは法曹界の事情とか、そういう目線でどうも語られ過ぎるところがあって、無論それも大事ですけれども、制度全体として、どのようにして合理的で健全な制度として組んで動かしていくのか。そういう視点から見るといえることが必要だと思います。最終的には、サービスを受ける国民にとって、良質なサービスを提供する法曹を相当程度、毎年育てていくということが目標であって、そのためにはどうすればいいのか、そのためのシステム全体の健全さを確保するためにどうすればいいのか、そういう目線で考えないと、大きく間違ってしまうと思うのです。私などもいろいろ批判されながら、受験回数制限について、強い意見を申し上げてきたのはそういう趣旨からなのです。過去の状況にもう一度戻るようなことはとんでもないと思いますので。

あと一つ、回数制限を緩める、あるいは撤廃した場合にどうなるのかというシミュレーションですけれども、確かに丸島委員が言うように、シミュレーションするときの想定はいろいろあって、いろいろなシミュレーションの仕方があると思うのですけれども、合格率は確実に下がる。横ばいということはなく、確実に下がるのです。それで、例えば3回を5回受けられることにすれば、1人にとって5回のチャンスがあるので、受かりやすくなるようには見えるかもしれませんが、1回ごとの合格の確率は下がり、それを何回重ねても、トータルした確率は上がらないのです。だから、それでもいいのかどうか、そういう判断になるのです。見かけ上は、少しでも回数が多い方がプレッシャーが少ない。あるいはその人にとって救済の道になるというふうに見えるのですけれども、果たしてそうなのか、私などは疑問を持っており、元の趣旨に戻せば、3年だという選択もあり得る。今、5年にしているのは、丸島委員が言われたようないろいろな事情で1回ぐらい受けられないかもしれない。それで5年にしているわけですけれども、3年3回という選択肢だってあり得る。それがいい

いとは思いませんけれども、緩めていくのがいいことかどうかについては、やはり冷静に考えていただきたいと思います。

○佐々木座長 それでは、ほかの。田中委員、どうぞ。

○田中委員 御指名ありがとうございます。

司法試験の受験回数制限については、全て撤廃すべきだという極端な意見が一番こちら側にある。この点につきましては、受験回数制限というのは、今、井上委員からも指摘がございましたけれども、旧司法試験の下での過度の受験競争状態の解消を図るということと、プロセスとしての法曹養成制度を導入する以上は、法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があるという、そういった考え方から導入されたものであり、合理的な制度であるといえます。この制度を撤廃することは、旧制度下における過度の受験競争を再び招くことにもなりかねませんので、法科大学院を中核とする法曹養成の理念を損なうことになると思われま。

この基本的な法曹養成の理念は、受験回数制限の問題を考えるに当たっても考慮されるべきであります。そこで、受験回数制限を緩和すべきかどうかという問題でありますけれども、当該受験生自身の思いでありますとか、気持ちという観点からすると、受験回数を3回に制限する現在の制度が納得できないと考える個人の気持ちを理解できないわけではなく、これは大変悩ましい問題ではあります。ただ、個人の受けるプレッシャーというレベルで議論をすると、私どもは学生からどのような点がプレッシャーになるのかということについて意見を聴く機会があるわけですが、学生の意見には様々なものがありますので、このような観点からの議論だけでは結論は出てこないように思われます。

また、司法試験合格率は、修了1年目が最も高く、年数を経るにつれて低下していき、特に4年目以降は著しく低いことが統計上明らかであります。受験回数制限を緩和いたしますと、今、御意見にありましたとおり、一見受験者の合格する確率が上がるように見えるかもしれませんが、全体の司法試験合格率は確実に低下し、5回受けても各受験者の合格する確率が上がるわけではないので、受験者のためになるというものでもありません。

そして、日本の社会においては、やはり就職適齢期というものが存在するわけがあります。

特に、ほとんどの一定規模以上の企業では、定年制と昇給、昇格などといった人事の年次管理制をとっており、結果として新入社員はある程度限定された年齢幅で入社することが前提となっております。そして、現在でも司法試験を3回失敗した者は、翌年4月1日時点で最も若い者でも27歳に達しており、就労経験のない新人としての採用には消極的な企業も多いと言われております。

受験回数制限を緩和して、結果的に多数の適齢期を過ぎた就職困難者層という社会的コストを更に生み出すことが、国の制度の在り方として果たして適切な配慮なのかどうか、こういった点はきちんと考えておく必要があるように思います。

一方で、前回の会議におきまして、法科大学院の統廃合の問題でありますとか、文科省から報告されたシステム改革についての議論がありました。問題の本質は、やはり法科大学院の未修者教育等の教育に関わる充実策を推進させることと、司法試験がどうあるべきかという点を検討することによって、司法試験合格率の向上を図るための制度の改善を図るところにあると考えます。司法試験の受験回数制限を緩和するという方策は、いわば弥縫策ではないかという指摘にも一理あると思います。一旦緩和すると、元に戻すことが大変難しい、一

時の方策である嫌いもあり、本来あるべき方向性とは整合性がとれないのではないかと考えます。

以上によりますと、むしろ受験期間を3年間に短縮し、その間に3回受験できるようにすべきであるという意見にもうなずけるところがあるわけでありましてけれども、受験生にとっては、先ほどの御指摘のとおり、不慮の事情もあるでしょうから、2年間の余裕を持たせた上で、5年間に3回という現状を維持しつつ、合格率を上げるためのシステム改革をスピードアップすることが肝心なのではないかと現在は考えております。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。どうぞほかの委員。それでは、松野政務官。

○松野法務大臣政務官 私は結論的に申し上げますと、当面は5年間、5回ぐらいは認めて、合格率がだんだん上がってくるということになれば、最終的にはこれは取っ払うということが望ましいのではないかと考えております。既にいろいろ議論が出ておりますが、私がこう考える一つの大きな要因は、やっぱり5年間に3回というものが受験生に相当の精神的なプレッシャーを与えているという現実がありますので、この点は十分配慮しなければいけないのではないかと考えております。それから、この司法試験というような一種の資格試験でありますので、これにそもそも受験制限、回数制限を加えるというのが、やや異例な気がしてなりません。医師にしても歯科医師にしても、特段こういうような受験回数制限は設けられていないわけで、この点を考えますと、こういうやや異例なやり方というのは、将来的には撤廃するということがいいのではないかと考えております。確かに司法試験合格率が低下してしまうのではないかと議論はありますが、しかし、目標は何も司法試験合格率を上げること自体が目的ではなくて、やっぱり質のいい法曹を提供していくということですから、本筋はやはり法科大学院の教育を高める、教育の質を高めていくということがやっぱり本筋であって、受験回数制限をされるというのはある意味では、小手先といったらちょっと失礼かもしれませんが、枝葉のやり方であって、本筋はやっぱり法科大学院における質的な教育を高める、そのためにどうするかということの大いに議論して、そういう制度設計をするということが私は本筋の議論であり、残念ながら司法試験を見ますと、50%、60%ぐらい合格している法科大学院もあれば、もうほんの数パーセントしか出ていない、やっぱりなかなか質が担保されていないというのが正直言わざるを得ないと思いますので、ここをやっぱりしっかりやるというのが本筋だと思っています。

それから、本人に早くあきらめさせる、転進を図らせるということも言われておりますが、私から見れば余計なお世話ではないかなという気もしないではありませんし、仮に回数制限をしたとしても、私の周辺には三振食らってしまった、では予備試験を受けて、やっぱり法曹を目指したいという人が、ごろごろ率直に言うとおりますし、それから、これは極めて少数ですけども、もう一遍別の法科大学院に入り直すと。これは経済的には相当恵まれた方ですけども、そういう人も現実にはおられるわけで、回数制限をしても、ある意味ではその潜脱というか、別のルートであきらめないで頑張ってしまうという人は多いにおられるわけですので、これがあるから、本人に早期の転進を促していくということに必ずしもつながらないのではないかなと。ややこういう小手先なことは余りやらない方がいいのではないかなというふうに感じております。以上です。

○佐々木座長 岡田委員、どうぞ。

○岡田委員 私もフォーラムのときに5年に5回というふうに主張したのですが、データをいろ

いろいろ見ますと、必ずしもそうではないかなという部分では、伊藤委員の意見が合理的のように思いました。ただ、直近で受けるのを控える人がいるということを考えますと、どう考えても直近が一番知識は新しいし、合格する確率が高いと思えます。真剣に勉強していれば当然5年に5回となれば直近から受けるという形になるのではないかと思いますし、3年過ぎても何パーセントは合格している人がいるという実態を考えますと、やっぱり5年に3回というのは、受験者は納得できないのではないのでしょうか。前にも出ていますように受験者のストレスを考えますとかわいそうだなというふうに思いますので、実際に動いてみないとわからないのですが、5年に5回という考えも捨て難いと思えます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

それでは、萩原委員と国分委員、それから久保委員。では今度は中身の方もやりますので、とりあえず回数制限に絞ってお話していただけませんか。

○萩原委員 この回数制限の問題については、回数制限だけ単独に取り出して、これでこのまま5年3回がいいのか、5回がいいのか、あるいは撤廃すべきかということの議論にはなかなかなじまない。もう少し言えば、まずこの法曹人口の問題があり、その関連で法科大学院の人数をどのくらいにすべきなのか、あるいはその法科大学院のってくる人たちの入り口をどう絞り上げて、どういう教育を行い、それぞれの年次でその教育の成果を高めていくというようなこと、あるいは今、政務官がおっしゃったように、予備試験との問題、あるいはほかの大学院を出ても、もう一回大学に入り直せば、受験資格があるというような問題と全部総合的に考えていかないと、なかなか決めにくい。ただ、全体的にプロセスとしての法曹の養成制度を考え、過去のかなり悲惨な受験競争を考えると、私自身は何らかの形で制限を加えるということについては、やむを得ないのではないのかと、期間としては、私は5年というのは、適切かなと。その中で3回にするのか、5回にするのかということは、もう少し全体を議論し、方向性が見えたときに再度扱うべきではないのかと、こんな感じがいたします。以上です。

○佐々木座長 では国分委員、どうぞ。

○国分委員 この検討会議が設けられた理由からして、何らかの変化を生み出さなければ許されないだろうと思います。かつての司法試験は、受験生に全て責任が負わされていたわけです。法科大学院制度を始めるということは、国が責任を持つということであったはずなのが、それ以前の制度の余韻が残っていたかして、自由競争という言葉で学生の努力に全て任せる、そんなところがあった。したがって、法科大学院側も教育に甘さがあって、改革に本腰を入れられないできた。しかも、三振という言葉まで生まれ、死屍累々といった状況になっているのだと考えています。

他方、底辺校と称される大学が、奨励したとまではいかないものの、そうした大学まで手を挙げてしまって、今度は抜き差しなくなっていると読めます。そこで、ここは国がはっきりと姿勢を示す、すなわち、姿勢を国民に対してアピールする必要がある、そのための検討会議なのだと思います。例えば、将来は司法試験の合格率を医学部と同じように現役が9割方にしますよと示すのです。その場合、終身の受験資格としても、何度も受験する人の数は極めて少ないです。余り問題にならないでしょう。その前提で、改革の一步を踏み出す必要があるということであれば、私は5年3回を5年5回にしてよいと思えます。そして予備試験については年齢制限を設けるとかして、その間に大学院の改革を促進するように

する。そうした方向性をこの検討会議は出すべきだと思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。それでは久保さん、どうぞ。

○久保委員 松野政務官に反論するようで大変恐縮なんですが、先のフォーラムでも申し上げたように、やはり20代、30代というのは、人生の中で最も様々なものを吸収できる、あるいは吸収すべき期間ではなかろうかと思います。そういう中で、一定の転進を促すということがあっていいのではないだろうかと思うわけです。先ほど大きなお世話だという意見もございましたけれども、国の制度として設ける以上は、そういう(世代のあるべき姿等の)考え方に基づいて一定の制限を設けるといふことには合理性があるのではないかと思います。先ほど皆さんが御指摘のように、事務局資料のシミュレーションを見ましても、5回に緩和したところで、受験者個人の合格機会が増えるわけではなく、また全体の合格率も確実に下がるということを示しているようです。やはり合格率の改善というのは、受験回数ではなくて、大学院の教育とか、司法試験の改善とか、そういった総合的な中で考えるべきであらうと考えます。とは言いながら、先日の法科大学院の視察で丸島委員もおっしゃいましたように、学生側からは「現状で3回というのはプレッシャーがきつ過ぎる」というふうな切実な声も何回も聞きました。その声にどう応えるかということですが、やはりそれは法科大学院教育とか、司法試験の在り方の改善ということを中心として、何らかの緩和策というのですか、伊藤先生がおっしゃったようなことも一つの方策としてあるのではないかと思います。そういった知恵を出せないかどうかを議論してもいいのではないだろうかと考えます。

○佐々木座長 ありがとうございます。では鎌田委員、どうぞ。

○鎌田委員 既に各委員から御指摘のあったところではありますけれども、本年度の入学者実数は3,000名程度で、来年になればそれをもっと切っていくということだと、これから入ってくる人たちが合格する累積合格率に関して言えば、2,000人合格の水準が維持されれば、大体7割は確保できるということで、これまで既に修了して何回か受けている人たちの状況とは、相当これから変わっていくということをまず一つ考えなければいけないと思います。

それから、もう一つは、この回数の問題を考えると、やはり第一義的には法科大学院の教育の質の向上、それから修了認定の厳格さ、こういうことが重要だと思うんです。ただ、司法試験は、法科大学院教育の成果の全てを試すものではなく、試験となると、本質的にそういう法科大学院教育として本来あるべき教育の中のある一部分しか見ることができないという性質を持っているんですけれども、どうも法科大学院教育が司法試験に合格させるためにいかなる教育をなすべきかというふうな方向に議論が傾きつつあることに若干の懸念を抱いています。詳細については、またいずれ最終的に全体の議論をするときにでも、法科大学院教育と新司法試験の在り方の関連ということで、もう一度議論させていただければと思っています。

そうは言いながら、実務家養成のための法科大学院ですから、司法試験に一定の合格率を確保するというのは社会的な使命でありますので、それが達成できない法科大学院教育をしているようなところについては、やはり改善をしていただかなければいけないと思います。

ただ、私自身、旧司法試験の合格者が500名から1,000名を超えるようになる時期に10年間にわたって旧司法試験の試験委員をやっておりました。旧司法試験の経験が新しい法科大学院制度それから新司法試験制度を中核とする法曹養成制度をつくってきたわけで、

なるべく旧司法試験の時代に戻るようなことは避けなければいけないと思います。旧司法試験時代の悪弊を復活させるようなことは避けなければいけないということについては、言うまでもないことなのかもしれませんが、旧司法試験時代の合格率が2%とか3%で、受験者にとって悲惨であったというふうな側面のお話がありましたけれども、もう一つは、その試験の過酷さが、恐らく皆さん方が想像されている以上に受験技術優先という学習内容の荒廃を招いたんだということをもう一度考えなければいけないと思うんです。この辺は法科大学院制度をつくる前の実務家の皆さんとの認識にも少し相違があるところで、非常に優秀な学生が多いのに、合格者を500人とか700人に絞っていたというふうに指摘されるんですけれども、試験の採点をする側から言えば、500人、700人、1,000人の合格者を見つけ出すことが非常につらいような状況になっていたんです。

その一つの原因が、司法試験の不合格率が高いので、試験に通るための技術だけは一生懸命修得しようとするけれども、本格的に法律学そのものを学ぼうとする人が減ってしまったということにあるのではないかと思うので、それが、5年5回にしたときのこのシミュレーションどおりでいくと、また、単年度合格率が10%を切るような状態になる。そのときに、受験生の学習内容について、非常に受験技術優先の傾向を生みはしないかということが心配です。それから、旧試験のときには択一試験の合格に必要な点が80%を超えるという状況だったと思うんですけれども、今、純粹未修の人たちがなかなか合格できないということの最大の障壁が択一試験で、受験回数を増やせば増やすほど択一の得点はどんどん上がっていく傾向がありますから、その択一の合格に必要な点がどんどん上がることによって、更にいわゆる未修者の参入障壁が高くなっていくというふうなことが起きやすいかということについての懸念も少し考えなければいけないと思っています。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。まだ御意見あるかと思いますが、とりあえず今のお話も含めまして、ただいまの受験回数制限をどのように取り扱うべきかにつきましては、必ずしも意見の一致を見出すことができたというわけではないと判断します。ただ、これだけ孤立して議論するわけにもいかないものですから、いろんな問題を勘案しながら、当然改めて皆さんの最終的な御判断をいただくということになろうかと思っていますので、今日のところはそれぞれの議論の論拠というものを確認させていただいたということで、今度は司法試験の方式・内容、合格基準・合格者決定についての意見交換をよろしくお願いしたいと思います。

先ほど鎌田委員から既にかなり具体的なお話が出たところでございますが、この現在の方式・内容、合格基準・合格者決定につきまして何か、先ほど清原さんからも一般的な問題提起がございましたけれども、国分委員、何かございますか。それではどうぞ。

○国分委員 門外漢ですが、資料にある考査委員の実感を読ませていただきました。そして、司法試験は医学の側と比較すると、専門医試験のレベルではないか、と思いました。初期研修2年の後に専門医研修があり、一般に卒後6年で専門医試験を受験できますが、そのレベルを求めているような印象を受けました。医師国家試験は、コアカリキュラムに従った試験問題が中心です。ところで医学の基礎研究者であってもコアカリキュラム・レベルの知識を持っていないければならないし、逆に臨床医は絶えず研究的な視点で臨床を展開する必要がありますので、大学での医学教育はコアカリキュラムが全体の3分の2であって、残り3分の1は個性的なカリキュラムを大学ごとに組んでいます。しかし、司法試験が資格試験であるならば、試験問題はコアカリキュラムを意識したものになるべきではないかと思っています。その

考査委員は法科大学院の教官とのことで、自分が教育したことに自省すると書いてありましたので、司法試験と法科大学院の教育との間のギャップを少し狭める必要があります。そして資格試験か、選抜試験か、今は資格試験といいながら、選抜試験の色合いが極めて濃いように思えます。どちら側に比重を置くのか、明確にすべきではないでしょうか。以上、感想を述べさせていただきました。

○佐々木座長 大変貴重な御意見、ありがとうございます。それでは、清原さん。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

私は今、自治体の市長という仕事をさせていただいて、市民の皆様の「政治参加」、それから「行政への参加」がもちろん日本国では活発にあり、そして司法制度改革の中で裁判員制度を始めとして、「司法への国民参加」ということが始まり、確実に定着してきていると認識しています。そういう中で、やはり改めて法曹人口をいかに確保していくということが重要であるという意識を持っているわけです。そのとき、この間、法科大学院への受験者も減ってきて、合格者も減ってきて、結果として修了生も減りますから、司法試験への受験者数も減ってきているということについては、私は心配をしています。やはり多くの大学受験生、あるいは大学卒業生にとって、法科大学院が選択肢の一つになってほしいし、その先には法曹の有資格者となって、社会で活躍していただきたいと思います。そうであるならば、司法試験はどういう内容の試験なのかということについては、やはり大なる関心を持ってほしいと思うのですが、今日、試験問題の例題を見せていただいて、やっぱりこれを解けるようなことになるというふうに志を立てる方もいるかもしれませんが、いや、こういう試験だったらちょっと遠慮しておいた方が適性上、どうかなというふうに、試験一つで思ってしまう人もいるかもしれません。試験はそういうものなのですが、私としては、まずは司法試験が「累積合格率」などという指標で評価されること自体に一般の人は違和感を持つわけですから、最初、法科大学院を修了したときに、先ほど申し上げましたように7割どころか8割以上は合格できるというような方向性を示し、それが確認できる司法試験の中身になれば有り難いなというふうに思います。

そしてその中身は、法科大学院入学時の「適性試験」や、この会議において採用する法科大学院をもっと増やすべきだというふうに方向付けられた「到達度確認試験」の成績とが、必ず相関関係をしっかり持ってほしいと思います。

そして、鎌田委員がおっしゃいましたように、司法試験の合格率だけが法科大学院の質を見定めるメルクマールになるのではないのではないかなと思うんです。現行の司法試験の場合ですけれども、私はやはり「一つの基準」には司法試験の合格率がなるべきだし、専門職大学院なので、当然、目標や建学の理念によき法曹資格者をつくるためにというのが入っているはずですから、そのためにも司法試験への合格率があるはずだとは思いますが。ただ、現況、累積合格率でもようやく5割ということで、そういう場合には、大方の法科大学院がそれでは成り立たなくなるというふうな結論になるとしたら、それを恐れます。

ですから、本当に僭越で申し訳ないんですけども、国分委員もおっしゃってくださったように、法科大学院を修了したら、8割から9割はそれが法曹有資格者となれるような入学のときのチェックと、修了のときのチェックと、司法試験の内容の適合性がより一層図られればと思います。そういう気持ちで旧試と新司法試験の比較をしたら、私のような素人ではまず短答試験でも随分時間が増えたなと思いますし、民事訴訟法や刑事訴訟法まで入っ

て、結構大変だなと。

でも、合格率は旧試の方が低いわけですから、増えても大丈夫だったのかもしれないんですけども、結構これは大変な短答式だなと思います。しかも論文試験は私も「採点実感に関する意見」を読ませていただいて、その採点される方の御苦勞を慮ると、これは相当難しい試験なのではないかなとも思います。

したがいまして、論文式試験が内容も多く、17時間もかかると。短答試験も5時間半かけるということですから、これは「知力」のほかに「体力」もかなりかかるし、「持久力」も必要だし、でも、試験勉強で体力が不足した人が耐えられるかなと思ったり、何か親心になって、随分心配してしまったものですから、何かもっと合理的にできないかなと。旧試と新試の移行のときに、恐らく相当綿密な議論をされて改革されたはずなので、私のような者が、本当に僭越で申し訳ないんですけども、先ほどお願いしたように、法科大学院の教育の質を高めていくというのは、もっともなことなんですけれども、併せてそれと連動性の高い司法試験の内容にしていだけないかなと。そして、今の試験のままで合格率を高めるのに、やや限界があるように感じていたりして、何かせっかくのプロセス教育が把握できるような司法試験の内容はどんなものなのかということをおもいました。なかなか受験生が増えたので、口述試験はしなくなってしまったんですけども、恐らく口述試験も、きっとかつては、相当意義あるものだったというふうに思います。ただ、受験生が増えとこんな試験は余り望んではいけませんですけども、少なくともプロセス養成のメリットが生きるような問題解決型のもの、それも知識がなければプロセスが把握できないものだけではなくて、何か社会人としての常識とか、法曹有資格者であれば求められるようなコミュニケーション能力の把握だとか、そういうものを補いながらの総合力も図れるようなものが、多少専門科目が減ったとしても確認できるというのではないかなと思いました。

最後に私は、司法試験については主として委員会、そして法務省が責任を持っていらっしゃるというふうに認識はしているのですが、法科大学院のような専門職大学院の在り方について、この間、本当に頑張ってこられた文部科学省の取組や中教審の取組がありますし、法曹三界の取組がありますので、法務省と文部科学省が、今まで以上に、より一層緊密な連携をしていただく中で、聖域なき改革としての司法試験の中身の改革についても、是非何か展望を開いていただければと。本当にお願いばかりで申し訳ないんですけども、私の思いは志願者が減少しないように、本当に幅広い人材が法曹を志していただくというこのためにも、司法試験が何らかの変化をもたらすということは、大いなるエンパワーメントになるのではないかなと思っています。以上です。ありがとうございました。

○佐々木座長 どうも。それでは、井上さん、どうぞ。

○井上委員 いろいろ問題点はフォーラムでの整理に出ているので、要点だけにします。試験の方法とか内容につきましては、既に御意見が出たとおりですけども、法科大学院の方にも毎年の司法試験の問題について感想を求められており、関連の教員に話を聞いて、その結果を法科大学院協会を通じてお示ししていますけれども、個々の問題については、よく練れており、従来の旧試に比べて、ロースクールの教育にマッチしたような内容になっているという評価が大方です。しかし、全体として見ると重過ぎる試験になっていることは間違いなく、そういう重いものにしてしまった責任の一端を私も負っているんですけども、これは小手先の受験技術では対応できないような試験にしようということから、そうなくなってしまっ

た。そうなのですから、科目数も時間数も大幅に増えて、非常に過酷なものになっているということは間違いないと思います。それを合理的なものにしていくことは必要で、いろいろ提案がなされていますけれども、少なくとも時間数については相当程度カットした方がよいと思っていますし、科目数についても、関連の人に怒られるかもしれませんが、短答の科目数を減らすとか、論文も思い切って選択科目をやめるとか、そういう選択について検討の余地はあろうかと思っています。問題は、しかし、何よりも採点と合否ラインの決定でして、採点実感を私も読んで、ここまで要求するのかというふうに思います。ただ、私が旧司法試験の委員をやっていたときの経験からしても、どうしてもそうなりがちなですね。試験委員はそれぞれの分野の専門家ですので、自分の専門分野でこんなことも分からないのかという目で見えてしまう。私が委員をやったのは、合格者が500人の時代でしたけれども、そういう目で見ますと、私は刑事訴訟法が専門ですが、正直合格ラインに達していると思えたのは200人くらいで、そうになってしまうわけです。ところが、今、考査委員は200人以上いますが、そのうちの半分ぐらいはロースクールの教員です。そのロースクールの教員というのは、自分のところでは、司法試験不合格者も修了させているわけです。修了ということは、十分学力ありますよということで修了させているのに、司法試験になると違う評価をしてしまう。私は、これは矛盾ではないかと思うのですが、その辺の頭の切替えができていないのかもしれない。合否ラインの決定のところは、いろいろ今日の資料でもお分かりのように、基準はいろいろつくられていて、合理的なものにしておられるというふうには思うのですけれども、最終的には、私が承知している限りでは、二百何十人の合議で決めますので、そこで議論したとしても、立ち立った議論ではなくて、大まかな議論、去年より出来がよかったかどうか、そんな話で決まっているのではないかと推定しています。

これはフォーラムの取りまとめにも書かれていることですが、司法試験の中身とか決め方について、こういうオープンな場で踏み込んで議論するには限界がある。試験に関わりますので、守秘義務という壁がありますし、細かな技術的な面もかなり多いので、ここで具体的なことを議論するのは難しいのです。それで、こういうところでは、こういう方向で見直した方がよいのではないか、ロースクールの教育との連携をもっと強めた方がよいのではないかというような話で終わってしまう。これまでずっとそういうことで終わってきたのですけれども、それだと言いつぱなしになってしまうので、私は司法制度改革審議会の意見書の47ページのところの一番最後に、法科大学院での教育との連携を確保するために、司法試験管理委員会に一定の組織を設けて、検証をしていくべきだと書いてある。恐らく新しい司法試験委員会になったときに、親委員会自体に有識者を入れて、そこでやっているというふうなことなのかもしれないのですけれども、それでは高位の委員会すぎるので、もっと実質的な検証ができるような組織を、司法試験委員会の下でいいと思いますので、考査委員会議とは別に設けて、早急に検証をしてもらおうのと、その後も定期的に見直していくような仕組みをつくっていただきたいと考えます。そうでないと、幾らこういうところで議論しても、それで終わりなのです。そのことを最後に御提案申し上げたいと思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。科目の問題とかいう具体的なお話もあれば、先ほど鎌田委員からは短答式の話でした。あるいは論文の方も何か、どうでしょうか、何かございませんでしょうか。

それでは、伊藤委員からお願いします。

○伊藤委員 今言われた科目の具体的な話ではないんですけれども、先ほど清原委員の方もおっしゃったんですけれども、前回、話が出ました共通到達度確認試験というのがありまして、1年生のときから2年生に上がる時にという話がありましたけれども、もう少し広げて、毎年というような話もありました。もしそういうものが本当に機能していくなら、司法試験の役割と申しますか、その比重がぐっと低下するのではないかなと思います。全国レベルで法科大学院を卒業してもいいのではないかなという程度のチェックの試験になるのではないかなと。法科大学院の一番の問題は、本来、プロセスとしての教育といいながら、司法試験に受かるか受からないかというところに全てが、要するに司法試験合格が最終の目的、到達点みたいになっているところが、現実として問題で、それを変えないことには、こういう制度をつくった意味はないわけですから、その共通到達度のテストと絡めて、司法試験の在り方というものを見ていかななくてはいけないというふうに思います。

それから、もう一つは井上先生がおっしゃった、継続的な検証の委員会、これは私も大賛成で前からそう思っております。それから、最終的にはやはり何と申しても合格率で、8割、9割、最初の年に受かるというためには、入学者を、例えば今の2,000人を前提にすれば、二千二、三百人ぐらいにしないと無理だろうと思うんです。そうすると、競争がずっと、初めの方に、つまり高校生とか、大学のときでも、予備校に通って、果たしてそれが新しい法曹養成、多様性の確保というのに必ずしも合うかという問題もあるのではないかなと。いずれにしても、合格者のパイが非常に少なく、伸びなかった、伸ばせなかったというところにいろんな問題の多くはあるのではないかなと思います。だから、本当に法曹にたくさん人が集まってくるためには、やはり合格者が増えなくてはいけない。しかも、その合格者はやはり生活していかななくてはいけない、そういうトータルとしての問題があるものですから、そこになかなか難しいところがあります。それを全ての問題が法科大学院教育のせいみたいなふうに見られるのは非常に疑問だというふうに思います。以上です。

○佐々木座長 どうも。ほかに。それでは、田中委員、萩原委員、丸島委員の順番でお願いします。

○田中委員 短答式試験につきましては、一部に細かな知識を問うものであって、知識偏重教育を助長するといった批判もあったようですが、この点につきましては、先ほど来出ておりますように、時間数を短くするとか、科目数を再考するといったことが検討課題になるかと思っております。

ただ、司法試験の目的について、実務法曹として備わっているべき資質を判定するものである旨が司法試験法1条に規定されている以上は、基本法についての基本的な知識が体系的に習得されている必要があるということは当然でありますので、そういった基本的な能力を試す機会が不要になるということはないのではないかなと思っております。もっとも、伊藤委員がおっしゃったように、将来的には法科大学院における共通到達度確認試験の運用が全国レベルで定着するようになってくれば、基本的な知識が体系的に習得されている状況を背景にして、短答式試験を実施する必要性もやがてはフェイドアウトしていくことも想定されるのではないかなと思っております。

また、そのような状況になれば、択一試験を苦手とするために合格時期にハンディがあると言われていた未修者の合格時期及びその合格率も相当改善されるのではないかなと考えております。以上です。

○佐々木座長 では萩原委員，お願いします。

○萩原委員 この旧試験の範囲に比べると，短答式も含めて行政法が入ってきている，選択科目が入ってきているという問題はあるわけですがけれども，受験科目について言うと，未修者をどうやって考えていくかということとも密接に関係するのだらうと。そういう意味では，基本法の公法のところも，憲法1本に絞るとか，あるいは選択科目を思い切ってなくすというようなことも是非検討されるべきではないのかと。というのは，知識の面積というか，幅の問題を問うのではなくて，非常に大事な基本法について考え方や理解度，そこからいろいろ推論できるような能力を問うというようなことであれば，既修者にとっても，範囲は短くても，出題の仕方，あるいは採点の評価基準などを工夫することによって，適正な選抜は可能ではないかと考えるからです。

それから，今のようなことも含めて科目間における点の配分についても，今のままでいいのか，今のままといっても，科目が減れば配分は変わってきますけれども，再度見直す必要があるのではないかと思います。未修者のことも考え，あるいは受験者の法曹としての潜在的能力を問うという意味で言えば，私は基本3法のところにもう少しきちんとした配分をして，そこで優劣を問うというようなことも当然考えてもいいのかなと。受験科目の見直しに合わせ，配分の点についてももう一回検証してみるということが必要ではないかというふうに思います。以上です。

○佐々木座長 丸島さん。

○丸島委員 一つは，従来コアカリキュラムと言われていましたけれども，法科大学院の共通の到達目標について，もう少し整備して，これと司法試験とをどのようにリンクさせるのか，先ほど2年次進級の際の到達度確認試験のお話も出ましたけれども，カリキュラムの中身と司法試験との連携をどのように考えるのかという点についてはさらに検討する必要があるのではないかと思います。科目によって，こんなところまでやらなければならないのかと思われるほど，内容を盛り込み過ぎの科目もあるのではないかと感じます。

短答式試験については，法科大学院卒業生の人たちに聞くと，意外と，あの試験があっただけよかった，知識の確認ができてよかったということをおっしゃる方も多くみられます。

しかし他方では，統計を見ると，未修者の方々はやはり短答式に苦戦していて，短答式試験は年を重ね，訓練によって力をつけるという面もあると思います。

法科大学院にはいろいろな期待もあって，幅広い分野の法律学を学ぶことも求められ，それ自体は非常によいことだと思うのですが，しかし司法試験との関係では，負担の軽減という点，簡単な試験にするのかという反論もされるのですが，そういうことではなくて，先ほど来出ているように，過度な負担があるとすればその部分を軽減することによって，より基本的な事項についての深い理解を求めるということをもう少し重視した方がいいのではないかと思います。例えば民法の分野などについて，民法の基本的なことを意外と知らないで実務に出てきている人もいと指摘されます。学生が大変よく勉強しているのにどうしてそのようなことになっているのかということですが，数多くの学ぶべきことにまぎれて，意外と基本的なことが抜け落ちているというケースがあることを感じることもあります。もう少しその辺り，メリハリをつけた教育内容・カリキュラム，そしてそれと連動した司法試験ということを考えて方がいいのではないかと感じます。

そういう意味で，短答式試験について，憲法・民法・刑法を中心にすべきだという点につ

いては、それはそのとおりかなと思います。また、試験科目の削減や出題内容の工夫なども必要ですし、併せて短答式試験と論文式試験の配点比率についても、この間見直しがされていますが、引き続きその必要がないのかどうかについても検討をされてはどうかと思います。論文式試験については、資料の87ページで、法科大学院協会の関係者のアンケートがありますが、大半が適切な問題だと評価しておられます。しかし、採点実感のところでは、多くの方が受験者に対して極めて厳しい評価をしておられていて、出題者の先生方は、なかなかレベルの高いところを求めておられるのだなというふうに思います。それ自体はよいのですが、司法試験の合格水準ということ考えた場合に、その水準をどのように考えるのかという問題があります。出題についても、論文式試験では論点の数がたくさん盛り込まれているケースや、限られた回答時間の中でこれを全部触れるのかと思わせる場合もあって、試験時間内にじっくり考えて回答できるというような考え方に沿った出題というのが必要だろうと思います。

さらに、合否の判定基準については、実はよく見えないのですが、外形的に見える話としては、先ほどの資料の101ページで、この間の総合成績が出ていますが、例えば論文式試験の平均点なども、得点率でいうと、当初の50%程度が、今、40%前半の方まで下がってきているわけですね。合否判定にはいろいろな要素もあるのですが、前年度並みということで合格水準は設定されていると聞くこともありますが、事実上、得点率はじりじりじりじりと下がってきています。これが、どういうことを意味するのか。合格水準がどのように考えられているのかということについて、試験の秘密があることは分かるのですが、もう少し客観的になるほどそうなのかという理解ができる工夫が更に必要なのではないかと思います。

またこれまでも、いろいろな情報発信をしていただいているというのは分かりますが、以前、鎌田委員がおっしゃっておられたように、アメリカのBar Examなどでは、出題者がこの問題でどのような水準を求めているのかということについて、かなり詳細な事柄をオープンにされているということも聞きます。そういう工夫もさらに必要ではないでしょうか。優、良、可、不可などいろいろな水準の評価があると聞きますが、どの程度の答案がどの程度のレベルなのかということについても、可能であれば情報発信するとか、いろいろな工夫がさらに必要であって、受験者に対して、求められる合格の水準について誤ったメッセージが発せられないようにすることが必要なのではないのでしょうか。全体的に専門的なことにもわたりますので、きちっと研究者と実務家などを含めたところで、さらに改善策を検討していただくということについては、私も賛成ですので、そういう努力をしていただければというふうに思います。

○佐々木座長 非常に活発な問題提起をいただきまして、ありがとうございました。法科大学院の方々も何かいろいろ考え方がどこまでコンシステントなのか、その辺もどうなっているんだろうかという意識の問題について、御指摘もあつたし、仕組みの問題もありましたし、法務省と文科省との協力にかかわる問題もありましたし、それから、内部的なウォッチする委員会の問題についても御提案がありました。それから、未修者教育から教育体系全体や到達度チェックの制度との関係もございました。一気にはいかないかと思いますが、多岐にわたる問題提起をいただいたと思っておりますので、いろんな点でこれから検討課題がたくさんあるなという認識を改めていたしました。是非またさらに委員各位におかれましては、今後ともよろ

しく御議論の協力をお願いしたいというふうに思っております。御案内のように、予備試験については今日はもう時間がなくなってしまったので、これは次回に議論をさせていただきたいというふうに思っております。今日は、5分ぐらい早く終わって、大変ささやかなクリスマスプレゼントでまことに恐縮ではございますが、それでは、今日はここまでとしたいと思います。次回の予定、事務局からお願いします。

○**松並官房付** 次回は1月23日水曜日、午後2時から午後4時まで、場所は本日と同じこの第1会議室でございます。詳細につきましては、おってお知らせいたします。

○**佐々木座長** 本年は誠に御苦勞様でございました。来年はいよいよ本番でございますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

—了—